主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決拘留日数中三〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人並びに弁護人原田勇の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当 らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条刑訴一八一条により主文のと おり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	沢	田	竹治	当 郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	齌	藤	悠	輔